

EPA・FTA 活用事例

2024年9月20日

株式会社スリーボンド
購買・物流企画部 FTAチーム

塩見 潤



株式会社スリーボンド

創業 1955年5月（昭和30年）
代表者 上畑 祐二
資本金 3億円

スリーボンドファインケミカル株式会社(生産法人)

創業 1957年11月（昭和32年）
代表者 土田 耕作
資本金 1億円

売上高

スリーボンドグループ 960億円（2023年度実績）

従業員数

スリーボンドグループ 3,196人（2023年12月末現在）

販売・生産・物流拠点

日本、北中米、南米、欧州、アジア、中国を中心とした23ヶ国154拠点に展開





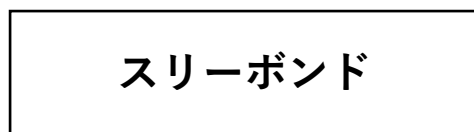
- 2016年** インドの顧客より現地法人経由で購入している日本からの輸入商品について、**FTA活用(日インド協定)**のご提案を頂きスタート。
- 2018年** 日ベトナム協定の活用をきっかけに、アジア圏に波及。
- 2020年** 日**EU**協定の活用がスタート。
- 2021年** 日英協定の活用がスタート。
案件数の増加に伴い、**FTA**案件を社内横断的に統括するチーム活動の必要性が生じ、
1年間かけて準備を行う。
- 2022年** **FTA**チーム活動開始。
RCEPの活用開始。同時に中国・韓国向けの活用が激増する。

パターン①

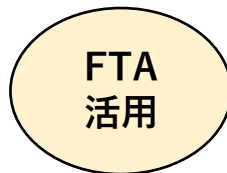
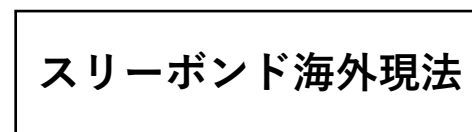
生産者



輸出者



輸入者



FTA活用依頼

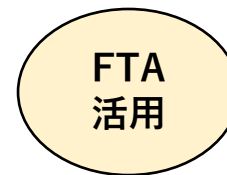
※TBFC=スリーボンドファインケミカル(株)
※スリーボンド=(株)スリーボンド

パターン②

生産者



輸出者



輸入者

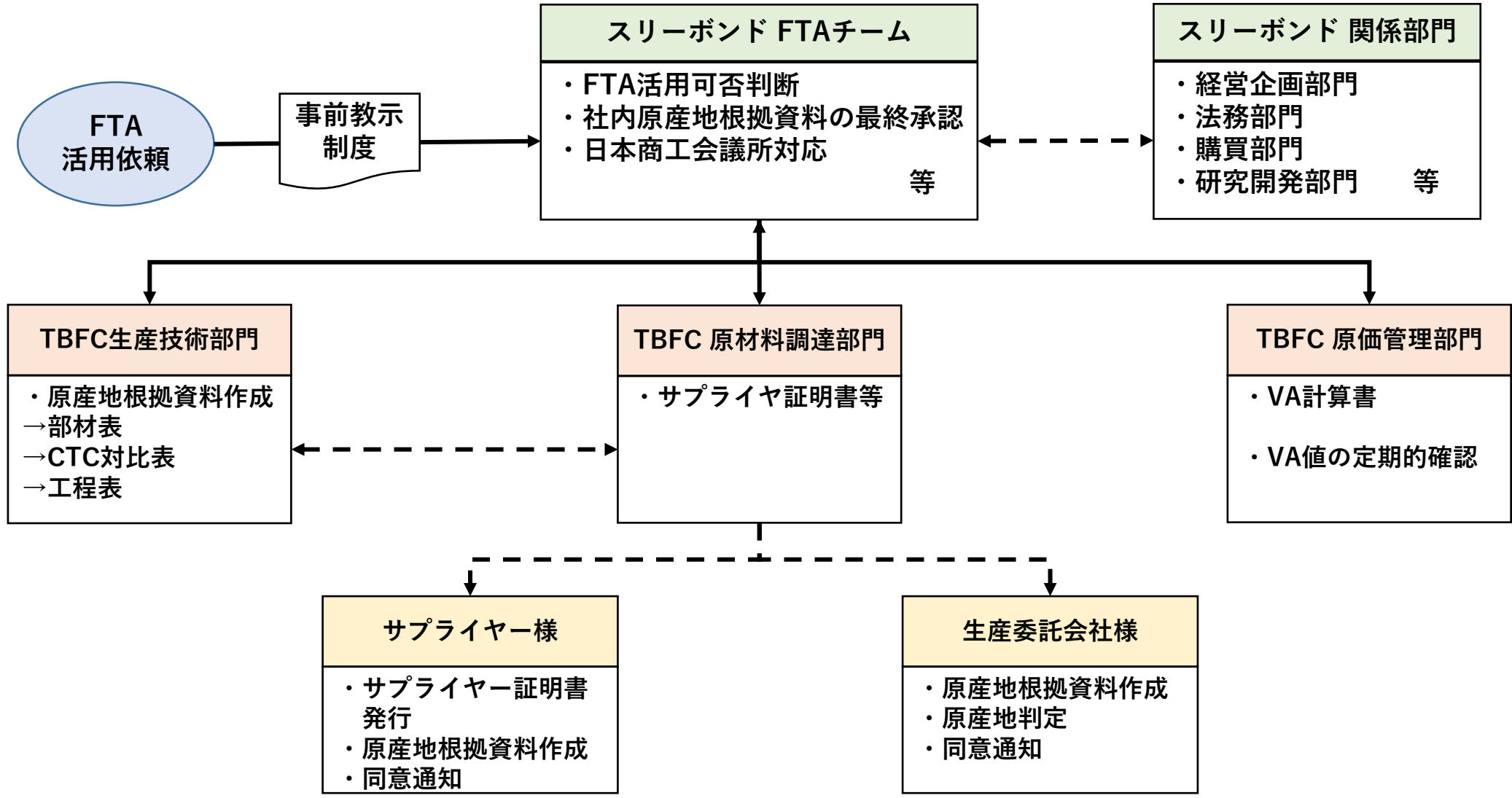


FTA活用依頼

スリーボンド

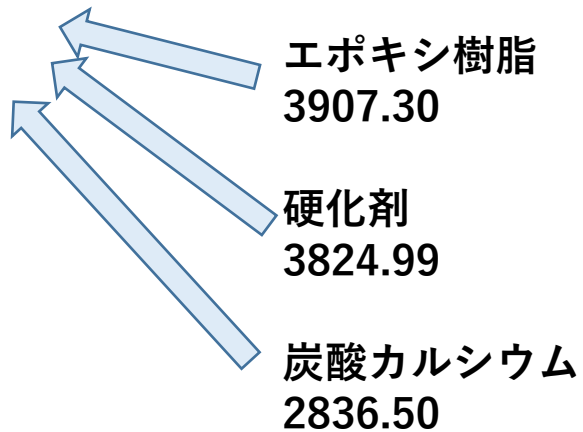
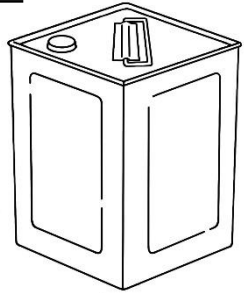
T B F C

サプライヤー様
生産委託会社様

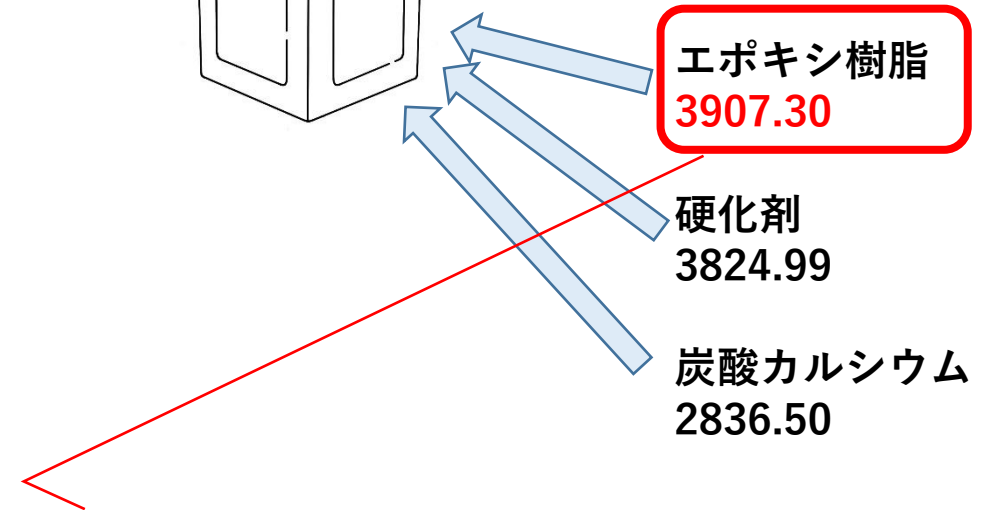
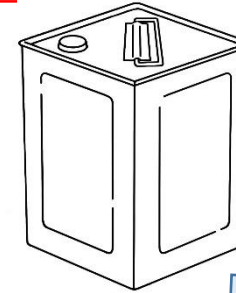


例) エポキシ接着剤

接着剤
3506.91



エポキシ樹脂
3907.30



・最終製品と原料のHSコードにおいて、
タリフチェンジが起きないケースは、
サプライヤー証明書を依頼。

TBFC・スリーボンドが『生産者』・『輸出者』にならないケース



- ✓ 理想
 - ・ **委託生産者**として、スリーボンドが原産性を証明し、原産地判定依頼を行う。
- ✓ 現実
 - ・ 弊社の場合は経産省が明示している**委託生産者**の定義に合致していない場合が多い。
 - ・ 生産委託会社様自身で初めて**FTA**に関わるケースがほとんど。
- ✓ 対応
 - ・ 生産委託会社様に**FTA**に関する説明を繰り返し行い、まずは理解を頂く。
 - ・ 原産地根拠資料については、必要情報をすり合わせ、弊社側も作成に全面協力する。
 - ・ 内容の最終確認と校正を生産委託会社様と行い、問題がなければ申請頂く。

➤ お客様が輸入時の**FTA**活用

→トータルのコストダウンの提供に繋がる。

➤ スリーボンド海外法人の**FTA**活用

→原料価格・運賃などのコストの影響がある中でも、現地での入手コストを抑えることが出来る。
そのことで、事業の継続・拡大に繋がる。

今後の課題

➤ **5M**変更

→定期的な原産性の維持確認に伴う業務量の削減。（システムの導入）

➤ サプライヤー様の理解

→サプライヤー証明書の発行など、サプライヤー様への負担が大きい。

➤ 検認対応

→スリーボンドとして検認に精通していない。

ご清聴ありがとうございました。